平成２４年（フ）第９９０２号
東京都練馬区氷川台３丁目７－６－305、開始決定時の住所東京都練馬区小竹町２丁目51－２
破産者　松本　大吾
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９９２５号
東京都西東京市田無町５丁目７－29－101
破産者　中村　　直
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１００１０号
東京都八王子市石川町1920－５－402
破産者　小久保　祥
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０９２７号
埼玉県さいたま市北区吉野町２丁目223－23
破産者　株式会社コミュニティージャパン
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１１７７号
千葉県千葉市稲毛区園生町849－３　コープ園生２棟106
破産者　岡本　幸之
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１２２１号
千葉県千葉市花見川区花園２丁目７番９号花園スカイマンションＡ－201号、商業登記簿上の本店所在地千葉県船橋市西習志野３丁目28番８号
破産者　有限会社近郊住宅
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１２２２号
千葉県千葉市花見川区花園２丁目７番９号花園スカイマンションＡ－201号、商業登記簿上の本店所在地千葉県船橋市西習志野３丁目28番８号
破産者　サンタフェハウス有限会社
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１２２３号
千葉県千葉市花見川区花園２丁目７－９　花園スカイマンションＡ－201
破産者　高橋　京子
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１３２３号
埼玉県深谷市深谷町８番５－２号
破産者　有限会社きものやまや京都
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１６３６号
東京都千代田区神田神保町３丁目５番地
破産者　株式会社ＤＦＨキャピタルマネジメント
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１６４３号
東京都江東区北砂４丁目32番14号
破産者　有限会社ませき伊勢元
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１６４４号
神奈川県横浜市青葉区たちばな台２丁目11－２－Ｅ－202
破産者　坂下　　廣
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２３５３号
神奈川県川崎市川崎区池上新町１丁目１－10－703
破産者　五十嵐隆司
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２３５４号
神奈川県川崎市川崎区池上新町１丁目１－10－703
破産者　五十嵐麻子
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２３６６号
東京都板橋区仲宿18－13
破産者　荻野　愛子
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２４４２号
東京都世田谷区梅丘３丁目19－７－201
破産者　平田　行雄
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２４４３号
東京都調布市多摩川５丁目２－３－202
破産者　大久保勇二
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２４６３号
東京都八王子市松木18－23－106
破産者　佐々木　匡
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２４６８号
東京都台東区根岸４丁目17－12－301
破産者　平山輝子・イモ食堂こと　張　　輝子
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２４７０号
東京都江東区辰巳１丁目10－81－308
破産者　岩川　　優
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２４８７号
東京都板橋区高島平２丁目28－１－1403
破産者　岩坂　克久
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部